

保健医療部(局)における随意契約の実績 (平成29年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	保健医療 総務課(衛 生環境研 究所)	測定機器校正 に係る契約書	平成29年 7月3日	1,071,252	公益財団法人 日本分析 センター	千葉県千葉市稲毛区山 王町295番地3	第167条の2 第1項第2号	本業務は、一般環境中の放射能濃度レベルを把握するとともに、全国における原子力施設からの影響の有無を確認する目的で調査を実施しており、原子力規制庁の委託を受け、各都道府県で実施している。同調査に用いる分析機器は、分析精度を確保するため毎年校正が必要であり、同作業を実施できる我が国唯一の環境放射能専門分析機関である相手方と契約した。	特命随意 契約
2	健康長寿 課	平成29年度次 世代の健康づく り副読本利活 用促進事業	平成29年 7月27日	1,635,000	(一社)沖縄県医師会	沖縄県島尻郡南風原町 字新川218-9	第167条の2 第1項第2号	本事業は、子どもの頃から健康的な食習慣や生活習慣を習得するために学校現場で活用されている食生活、生活習慣、こころの健康の3つの分野における次世代の健康づくり副読本について、家庭での利活用を促進し、家族や地域の健康づくりにも寄与する目的で行うものである。「次世代の健康づくり副読本利活用促進事業」の事業目的を達成するためには、上記副読本に対する理解と保健、医療分野の視点から、県民に対してわかりやすく講演等を実施する必要がある。この点につき、円滑な事業実施が期待でき、より効果的に家庭や地域へ副読本の認知度向上や利活用を促進できるものは、副読本作成に携わり、その内容や主旨を熟知した県医師会のみである。また、事業終了後も連携して次世代の健康づくり副読本の利活用を促進することから、事業効果が得られやすいと考えられる。	

保健医療部(局)における随意契約の実績 (平成29年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	国民健康 保険課	国民健康保険 の給付情報の 閲覧に必要な 機器調達及び 平成29年度国 保事業報告シ ステム改修等に 係る業務委託	平成29年 9月12日	971,719	沖縄県国民健康保険団 体連合会	沖縄県那覇市西3丁目14 番18号	第167条の2 第1項第2号	平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を行う制度改正が実施される。制度改正に伴う準備行為として、都道府県においても国民健康保険の給付情報や国保データベース(KDB)システム等の情報を閲覧できる環境を整える必要がある。 また、事業報告システムにおいては、月報・年報で必要となる、国保事業費納付金や国保保険給付費等交付金等の収支情報、都道府県間の転入・転出情報、都道府県の職員体制等を報告可能とするための改修が必要となる。 これらの制度改正に伴い必要となる保険給付の情報等の閲覧に必要な機器調達・事業報告システム改修等に係る業務委託を行うため、上記国保専用システムの運用形態を考慮し、契約を履行できる者として特定された同システムを運用する公共的団体である国保連合会と随意契約を締結するものである。	